

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	局 長	次 長	係 長	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 9 回 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 29 年 9 月 14 日（木曜日）		開会 13 時 25 分		閉会 14 時 40 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		清水、山本、堀、安樂、本間、木下、柴田、関藤				事務局	竹谷事務局長
							菊田次長
							村井係長
欠席委員							
説明員		なし			議 件		別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 諮問事項の調査結果（中間）について						
	2 委員会特別提案事項について						
	・委員長及び事務局から説明を受け、別紙資料のとおりとすることに決定した。						
	・委員会付託審査の可視化について、ユーチューブを利用した録画映像の配信がよいとの意見を議会運営委員会に報告することに決定した。						
	3 その他						
	・反問権の付与について、清水委員長から説明を受け、委員間で協議をし、全会一致で付与しないことを確認し、中間報告の内容については正副委員長に一任することとに決定した。						
	・本間委員から議員間討議や議会基本条例など協議継続の案件について、本日協議する旨の提案があった。						
	4 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することに決定した。						
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。 議会改革特別委員長 清 水 雅 人 ㊞						

第9回 議会改革特別委員会

H29.9.14 (木)13:30～

第 一 委 員 会 室

開 会 13:25

委 員 長

第9回議会改革特別委員会を開会します。
委員動静ですが、全員出席、傍聴は館内議員です。
諮問事項の調査結果の中間答申と委員会特別提案事項で2つ、そしてその他で
反問権付与について深掘りしていきたいということで資料をつくりましたので、
私のほうからはこの4点ということで始めたいと思います。

1 諮問事項の調査結果（中間）について

2 委員会特別提案事項について

委 員 長

まず、諮問事項の調査結果の中間答申です。
概要が大きく変わったところだけ説明します。
まず、(2)の特別提案ということで1項設けました。ここに諮問全体の審議
を通じ、以下の2点を市民に開かれた議会機能を強化するために、特別提案す
る。①常任委員会の所管事務調査又は特別委員会の付議事件審査の一環として
「滝川市議会議員と市民等による意見交換会」を実施することとする。要領案
(別紙参照)の規定化と今任期中の各常任委員会又は特別委員会での実施を検
討願いたい。

②これは、2の多様な議論の場を形成する議会からこちらに前回のたたき台か
ら移しまして、予算、決算、その他特別委員会等に付託される議案は、特別委
員会の中で議論され、委員長報告に対する賛否だけを本会議で審議している。
これでは、重要な議案に対する審議経過が市民に開かれていないと考える。そ
こで、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会をはじめとした付託審査の可
視化を求める。

これが前回からの変更内容です。皆さんからのご意見を伺います。

竹谷事務局長

(要領案の変更点について別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

ないようなので、これでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

特別提案の2つ目ですが、委員会付託審査の可視化についてですが、まず経過
については、市民に開かれた議会を目指し、議会からの情報発信の一環として
議案が付託され審査される委員会、主に予算審査特別委員会及び決算審査特別
委員会の審査状況を広く一般に公開できないかということが議会改革特別委員
会において提議され、今後、委員会付託審査の可視化について協議を行うこと
となりました。現状及び長所、短所、第1及び第2、第3委員会室からの動画
配信の経費についてハード、ソフトと事務局の体制との関係もありますので2
以降につきましては事務局からの説明を求めます。

竹谷事務局長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

休憩し、細部について確認し、理解した後で再開します。休憩します。

休 憩 13:36

再 開 13:37

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開します。

安 楽

長所、短所について、(2)のユーチューブを利用した録画映像の配信は若干
編集で1日、2日おくれることがありますが、委員会の内容を可視化するとい

うことで目的は十分達成できるものと思っています。また、経費についても(2)のほうが軽減できるという理由で(2)のほうがよいと思います。

柴 田 (2) がよいと思うが、タイムラグの問題、安樂委員もおっしゃったが余り考慮する必要がないと思う。予算審査特別委員会が終わり、決算審査特別委員会が終わって本会議の最終日に委員長報告して終わるわけですから、それまでの間は時間がありますし、別にその日に配信しなくてもタイムリーであろう定例会中に市民が見れて、知り得るわけですから、全く問題ないのでこれは録画映像の配信で考えてよいと思う。また、職員の負担も考えるともちろん(2)となる。

委 員 長 (2) のユーチューブを利用した録画映像の配信で委員会としての合意ができました。休憩します。

休 憩 13:39

再 開 13:40

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

ユーチューブを利用した録画映像の配信を先ほどの特別提案の2、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会をはじめとした付託審査の可視化の具体例として特別委員会ではまとめてみましたので議会運営委員会に報告することよろしいですか。

柴 田 まとめてみましたではなく、このような意見が特別委員会の中でありましたので具体の例として報告させていただいて議会運営委員会で方向性をまとめていただきたいということでご提案していただきたい。

委 員 長 柴田委員の言われたように報告したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

3 その他

委 員 長 私のほうで資料をつくりましたので説明したいと思います。

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 私が用意した資料は以上ですが、議長からの諮問について皆さんのご意見を伺います。

柴 田 そもそも論ですが、函館市議会のように地方自治法では説明員の反問権について想定していないとある。私も最初からそう思っていた。反問権をなぜ付与するというのが諮問されたのかということにますます疑問が深まっている。今この滝川市議会において反問権を付与しなければ議会が回っていかない、あるいは理事者側と議会側の意思の疎通が十分できない、あるいは全く活性化がなされていないので、もっと議論を深めていかなければならないので反問権が必要なのだという、外形的理由、背景的理由が見当たらない中でなぜこの反問権を付与する、しないということが議論されなければならないのかということが疑問で、全く腑に落ちない。反問権を付与したことによって滝川市議会がどういう改善がなされていくのかという絵をどなたかお持ちなのか。お持ちならばそれを示してほしいと今まで言ってきたが他の市議会の資料をいただくのはありがたいが、そもそもこれを行うこと自体、なんでこのような諮問が出されているのかと考えてしまう。反問権を使ったときの逆の要素がよくなるのではなく、議事の整理がしづらくなる。あるいは議事自体が滞ってしまうことも想定されるので、導入しようという議論には全くなかったということはしっかりと申し上げておきます。

関 藤

反問権に関しては、どういうものか若干興味はあった。4年前にとある町村が付与した。市長、教育長、限られた部局に反問権を行使することを認めた。活性化になるのかなと感心して、そこを見ていたけれども、やはり議員がよほどの勉強をしていかないと結局やり込められてそこでは終わってしまって、1人がそういう状況になって、その後反問権の議論はされていないのが現状です。確かに反問権の範囲も出ていたけれども、バトル的なところまでの反問権で言い合いをすると議会がどこかで頓挫して、議事が進行しない可能性もある。いろいろ皆さんの話を聞いている中で、自分の判断としては反問権という言葉をもってこれを規定するのは、かなりな無理があるという印象を持っています。ですから、青梅市議会のような規定をする必要はないのか。ただ、例えば答弁する側が質疑をしている議員に対して確認をしたり、または議員の思いはどこにあるのかということぐらいはあってもよいのかなという思いはあります。

本 間

多分この中にも発言主旨の確認と書いてありますが、多少のことは今でも行われている。これでよろしいですかということは今でもやっている。それ以上突っ込んで聞いて確認することはそうないのではないかと思います。だから、このようなものをつくって確認する必要もないし、実際、反問とは、一体何なのか想像がつかますか。実際につかないのだ。バトルと言ったけれども、本当にそのようなことが起こるのかと思うのです。行使状況がここに書かれています。行使状況とは言うけれど、1回行使しただけかもしれない。本当に恒常的に行われているのかというのは、甚だ疑問なので、できればそれを調べるのであれば行使状況も調べればよいのでしょうけれども、私どもの何がどういう意味で反問なんてないということはいまうまく表現できないけれども、皆さん想像力を発揮してもらえば、ちょっと難しいのではないかと思いますので、よそのまちのルールを見て論点だということにもならないし、根本的な部分が大事なので、こういうところで議論したらよいと思います。私はなくてもよいと思います。

柴 田

反問権の話を地方の議会でどういうふうに生まれてきたかわからないけれど、例えば、国会は議員内閣制です。党首討論があります。民主主義国家として古い歴史のある英国議会も議員内閣制なのです。それで与党である内閣と野党である政党の代表が丁々発止とお互い反問権、その部類に入るのだけれども、互いの政策についてやり込めあう。日本の場合もそういうふうなことを見ていると、これが議会なのだ、議会と行政のあり方なのだと思うのでしょうけれど、地方の場合は議員内閣制ではないのです。北欧のほうでは議員内閣制をとっているところもありますけど、そういうところでは首長側が議員に対してあなたの言っていることはおかしいのではないかと。もちろん反問権ではなくて当たり前で発言できるようになっている。ところが日本の地方議会の場合にはあくまでも首長は、首長と議会というものは性質が違うもので、行政のチェックを行うべき議会が行政側から何か活動の一部をとめさせられるようなことがあってはいけないと思うのです。だから反問権のためにその質問を抑え込もうとするのであれば行政側のほうがはるかに知識が深いですから一番問題ある質問に対して反問権を使ったら、私が市長の立場だったら絶対その質問を覆すために反問権を使おうとするわけです。本当にそれが地方議会にとって必要なのですかということを深みのあった考え方でお話ししていますけれども、そもそも地方議会の問題たるものではないように思えてしかたがない。政令指定都市だとかで委員会が大きくてたくさん議員がいる。その中で各部局との中で部

長職や局長職がいてやりとりをするときに反問権もいいのではないかということはあるかもしれない。この反問権の問題は地方議会になじまないというのか。深くものを考えて、これは付与するか、しないか。見てみると付与しようとしているところは飛びついているのです。慎重なところは、しっかり考えている。そこら辺、特別委員会としても重要視しなければならないと思います。確かに北欧では比例代表制で政党に投票してその代表者が首長になって副市長各部長職を全部出す。日本の議院内閣制と同じだが、地方議会は違うのでそこを一緒にくたにすることだけはどうかと思っています。

本 間

進め方として、実際皆さんどうなのか確認して方向性を出したらよいのではないか。もしぜひ進めるべき、今何人か付与しないほうがよいのではないかという話もあったが、ほかの発言をしていない方にも聞いて方向性を出すほうがよいのではないか。

委 員 長
木 下

それでは発言されていない方いかがですか。

私も滝川市議会にはなじまない。議会にはなじまないのではなくてよいという意見です。

委 員 長
堀

ほかにありますか。

党としては必要ないのではないかという意見はあるけれども、私個人としては反問権を採用している議会の成功事例があればそのサンプルを聞きたいと思います。

委 員 長

これを調べるに当たりまして、調べ切れないが江別市議会基本条例第8条第2項で理事者側がその趣旨を確認して的確な答弁をしたいというところがメリットであるが、皆さんが言われたこともある。一番初めに書いたような813市53パーセントが規定をしている。ただ実施状況はなかなかネットでは見ることができない。堀委員が言われたことについては、次の委員会までに調べることは可能ですので、私はできるだけ皆さんの合意の中で決めていきたいという堀委員から党としては反対だが、実施されているところとの実施状況を先行事例をもう少し見てみたいという声があったので、私のほうから言えることとしてはまずは調べないと出てきませんということを言いたい。事務局から何かありますか。

村井係長

2年ほど前に実施状況等を調べたことがあります。ある先駆的な議会が反問権を始めて、そこではたくさん反問権をやっているのかなと思い調べましたが、2年ほど前に調べましたが、全部で3回ほど反問権が出てきた程度、毎定例会ごとに反問権をやっているということではない状況でした。平成18年で2年に1回程度反問権が行われている。余り毎年毎年行われているというものではない。別の議会も同じような状況でした。

竹谷事務局長

道内の状況も平成26年、2年前ですけれども岩見沢市議会調べたとき全道35市で11市が反問権を付与している。行使した回数は、江別市で委員会8件その他、本会議では皆さん0件というような状況で結果が出ています。

本 間

江別市の委員会8件だが、江別市の基本条例第8条の最後のほう「答弁に必要な範囲で反問し、又はその趣旨を確認することができる。」と曖昧で、例えば主旨確認したことも反問したことにしているのではないか。

村井係長

議会運営質疑応答という本を他の市議会も見ても勉強しているけれども、その中で反問権という項目もありますが、大抵の議会が議員の主旨確認や論点確認のために反問権を行使しているというのが大体のパターンです。

委員長 私も資料をつくっているときに、確認権という言葉だったらなじむ。反問権という形で一つの定義語になっている。全国の決めているところの規定は反問権という言葉を使っている。これは間違いない。私の見込みではなくて反問権という言葉が地方自治体の中で言葉として認められている。ただ、反問ではない確認するということは、実態としては確認ということが反問権という言葉で規定されていることが多いように思われます。

本 間 委員長、進め方として例えば今幾つかの事例が出ましたよね。いわゆる反問権の行使状況について過去から事務局が持っている情報を開示してくれたという状況の中で、先ほどのことの答えになっているのかどうか確認すればいいのではないかと思う。そうして皆さんがこれを取り下げて協議を終結しようということになったらだめなのか。とにかく次回もやらなければならないと思っているようにしか見えないですけども、それはどのようにお考えなのか委員長にお聞きします。

副委員長 私もこの反問権については終結したほうが良いと思っているほうなので、きょう、大半の委員がきょうで終わらせたほうがよい、今までの私どもの市議会の中でも軽微な確認については委員長采配、議長采配の中で過去にも確認等行われているので、あえて言葉に出してやらなくても今の段階では市議会の中では機能しているのではないかという気がしている。そんな意味では、議長から反問権について諮問がありましたが、私の判断としてはきょうで終わらせてもいいのではないかと思うのですが、あとは委員長の判断にかかっていると思うのでよろしくお願いいたします。

委員長 皆さんのご意見で反問権という言葉は別として、執行部側からの質問です。議員に対する質問、これについては規定する必要はないということが、委員のほぼ全会一致ということで確認されたと思います。一方でこれが何のために必要かということで何人かの委員が言われました。例えば答弁をする前にこういう主旨でよろしいのでしょうかということで、例えば委員のほうを見て、本会議でいえば議員が確認して、それから答弁を始めるということは私も見ています。それと議長や委員長が質問の意図が伝わっていないのではないかというようなときに、休憩を取って整理をするだとか、あるいは休憩を取らないで委員にこういう意図ですかということで確認をしてやっている事例は私も多く見えています。そこで青梅市議会が、この三つのことは当たり前のことを言っていて付託意見にするものではないと思っています。ただ、議員個々の能力というかあるいは議会運営になれるというか、質問になれるというか、こういったことがされないと、意図がわからない質問をしてしまうということが起きると思います。そういう意味で答申を書くときに今言われたことのように必要ないと書くが幾つかの論点を挙げて行わないこととする。ただ議員はこういうこと、あるいは執行部はこういったことを注意するということをつけ加えるかどうかということで皆さんのご意見を伺いたいと思います。

本 間 何もつけ加えなくてもいいと思いますけれども、今言っていることが全然わからなかったのですけれども、中身の本質的なところが。要するに反問権という名のもとに主旨確認であると思われることがほかにも起きていますと。けれども主旨を確認することは可能なのです。実際に議長、委員長の許しを得て確認することは可能なのです。何でこれがカウントされているかというと、反問権という項目をつくったからなのです。だからこのカウントをふやしていかないと

委員長 恰好悪いからやっているに相違ないと思われる。だからつけ加える何ものもなく、これはなじまないということで構わないと私は思います。
 ほかに何かございますか。
 (なしの声あり)
 委員長 主な意見を議運の冒頭で説明するということがよろしいでしょうか。
 (異議なしの声あり)
 本 間 ここに協議終結の理由を述べられています。それはまとめて1回委員に見せるとか、1回委員会を開くまでもなくやってもらえばいいのかなと思います。やはり、反問権付与のところだけ何も書いていないのもどうかと思う。
 副委員長 正副委員長にお任せ願えますか。
 (異議なしの声あり)
 委員長 議長諮問の反問権付与につきましては全会一致で付与しないということが確認されました。また、中間報告の中に短い文章になりますが正副委員長にお任せいただきまして議運の前に皆さんにご確認いただくようにしたいと思います。それでは、その他の関係で委員の皆さんから何かありますか。
 本 間 この場合、ここまで来たので、議員間討議についてもご意見いただいてできるだけ終結に向かわせたほうがいいのではないかとということと、そのようになって、もしも議員間討議がなじまないということで終結となった場合は、自動的に議会基本条例の検討も必要なくなると感じるので、いろんなことがきょうじゅうに解決するのではないかと思うが委員長いかがか。
 委員長 今回諮問の残されている部分については、一つずつ深掘りをして結論を出していくという皆さんの希望に沿いまして、今回は反問権について私なりに資料をまとめて皆さんにご議論いただきました。ですからきょうこの場で議員間討議の是非を諮るとしても資料はありません。ですから委員長としては、次回、議員間討議、またほかの協議継続になっているものについてできる限り多くの件数について資料を提出しまして皆さんの議論をいただきたいと思います。
 柴 田 委員会の進め方が北に行ってみたり、南に行ってみたり、山に行ってみたり川に行ってみたりなのだけれども、この委員会のとり進め方というのは最初の特別委員会のときにいろいろどうやって進めていくかということを経験し、進めていただいて分科会にそれぞれ課題ごとに十分分科会で検討していただいて、その上で方向性を出してくださいということで分科会のほうで一つ一つこれを潰しながら資料等も目を通しながらやってきて、またこれを持ち寄って、資料を一つずつ詰めてつくってそれを議論して決めますというのは、この特別委員会の進め方だったのか。いつ決まったのかなと思うがいかがか。
 本 間 その件については、前回に若干確認したと思うが、結局この2つについては積み残してきたわけです。結局、意見交換会のみを深掘りして積み残してきて、置き去りになっていて、当初では多少の議論はあったのは間違いない。マイクが入っていたか、休憩だったかはわかりませんが、私の認識としてはこれはやらないのだな、結局終結でいいんだなと認識していたが、いずれにしても積み残していたという認識でしたのでこの場で論じるしかないということで、ぜひこの場でやってしまいたいと思います。お願いします。
 委員長 第一分科会では時間切れとなって、置き去りになったのです。協議継続で報告し、先ほど皆さんは協議継続で合意しているわけです。していないのか。今回の議題の2、多様な議論の場を形成する議会、①、議会基本条例の検討は

協議継続、(3)、①、議員間討議は協議継続。皆さん合意していただけますねと、これを議運に報告するとまで言ったわけです。そして私はきょうの委員会の冒頭で、しかし、その他に1点、これについては資料を持って議論していただきたいと言っています。今の複数の委員が言われたことは議題の1点目で協議継続に合意をして、その他のところで継続について継続しないこととする。議運の前にするということだったら、私は委員長として責任を持てません。以上です。

本 間

最初から感じていました。ちゃんと進めていないと。

副委員長

諮問事項の調査結果(中間)についてと書いてあるのにその説明は、1、市民に開かれた議会の中の特別提案がこれとこれになりました。これはよろしいのですかというから、異議なしと言いました。その委員長の進め方がおかしいのです。言葉は大事なのです。そんなことは最初からわかっていた。だから私はやったほうがいいのではないかとやっているのです。それでなければ、そのときに2、多様な議論の場を形成する議会の部分について指摘をして、ここはこのままではだめだと思いますと言いますが、ただ、基本的にはここにあるのが全てではなくて委員長の発言が全てです。確認してください。こんな入り口論で時間を使ってもしかたがないでしょう。何でやりたくないのか、何で意見を聞きたくないのか私には全然理解できない。要するに無理やり決めなさいと言っているわけでないのです。議員間討議についても、きょうのうちにこの場で議論できたとするならば、きょうでいろいろなものが解決すると先ほど説明したばかりではないですか。それを最初からしないということがよくわからない。今、本間委員が言っていることは、委員長がきょうで送りたいというのはわからないではないが、本間委員が提案の中でこれも続けて、ひっくり返すわけではないので、きょう時間があるからやりたいという思いで言っているのです。委員長は、善意に解釈して、委員長答弁の中で資料がないのでぜひ次回にもう一回協議させてくださいという言い方をすべきと思いますが、私も言われたとおり過去のを振り返ってみましたが、ずっと協議中なので、協議継続できっちり話したことは1回もないので、第一分科会の報告も協議中ということできているので、きょうここでいきなり終わるのも無理がある。いろいろ不満がある方もいると思うので、これはきっちり情報を提供してもう一回必要なのかなと思います。

本 間

資料というのは、やはり議論があってその裏づけを取るために、こういう資料が必要だから調べるというほうが効率的だと思うのです。何もなくて、何の話もしていないのに休憩のときにはしましたが、やみくもに多くの資料をつくる必要はないと思うし、議論が優先すべきと私は思います。

委 員 長

1点言わせていただきますけれども、本間委員は2つの特別提案だけ合意したと言われました。今回のテーマは、最初に中間答申の中で、前回のたたき台と変わった点だけ口頭で説明しますと言っています。特別提案だけ説明しますとは言っていない。前回のたたき台と変わったところ、私はそのように言っていますので本間委員の先ほどのあのような発言は訂正していただきたい。

本 間

私が勘違いしていたのであれば大変申し訳ありません。だが、あのときこう言って、先ほど皆合意したではないか、だからこのことは今話しをすることはできないということを強力に進めることは委員会としてあり得ないと思います。その他となっていて、書いていないが委員長は、反問権の付与のみは討議はし

たいと言いました。例えば合意されているものを協議継続が協議終結に変わったわけで、しかもそこに文言をつけ加えなくてはならなくなっている、自壊している話で、自分でそこを壊している。だからもっと柔軟に対応し、ここで時間を使う必要はないと思います。

関 藤

委員長はこの議員間討議等については再度議論を重ねたいということで次回に持ち越したいということなのですか。そこで持ち越すのであれば資料をとられたのですが、もしそうしたいというのであれば、どのような資料を用意されるのか、またその必要性について皆さんに説明していただいて納得したら、私も受け入れますけれども、ただ単に次回に持っていくということになると、本間委員のような反論も出てくるとと思いますが、もう少し委員長としての説明をしていただきたい。

委 員 長

きょうの特別委員会は、議題の分量とか当然委員長としては考えます。そこで私の頭の中でこういう分量にしました。ただ、私も柔軟でないわけではない、先ほど自壊していると言われましたので説明していただきたいと思ひますし、当然1回まとめます。しかし、反問権についてだけは資料を出せばある程度のご議論をいただける。場合によっては協議終結もあり得るという委員長として想定しながら委員会に臨んでいます。しかし、他のことについて意見を聞かないなんて私言っていない。ただし、きょうの分量からすればという判断だけです、だからご意見があれば私としては残された部分、基本条例、議員間討議についてご意見を伺いたいと思ひます。

本 間

関藤委員から言われたことについては、お答えしていないので答えたほうがよいと思ひます。聞いていませんでしたか。私が指摘をしたことに対しては、あなた自身も自壊しているということで理解してほしい。やはり委員長の進め方は委員の意見をなるべく聞くことであり、それをまとめていくことであると思ひうので、ぜひよろしくお願ひします。

委 員 長

本間委員の言われたことは理解しました。関藤委員の意見について、私は、それぞれ委員長としてもう一回読み込んで資料を出したいということでもあります。今までも全く出されていないわけではないので、そういうことです。それで委員の皆さんと私の間で溝ができたのはなぜかという、資料がなければ意見が出せないのか、資料はこれまでも出ているわけだから意見を聞くことは問題ありません。それで関藤委員よろしいでしょうか。

委 員 長

休憩いたします。

休 憩 14:34

再 開 14:37

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開します

安 樂

この段階で中間答申ということで1回議運に出す。委員長の考えは次で議員間討議、議会基本条例を次のときにまた検討したいという考えです。今まで話を聞いていたら、ある程度皆さんの意思が固まっています。私も議員間討議というのは別に継続して協議していく必要がない、終結でいいと思ひています。これが終結になったら議会基本条例の検討もなくなってくると理解しています。皆さん一緒だと思ひます。委員長に聞きたいのは何で次回まで引っ張りたのか。ここで終結してもいいのですよね。終結してもよいのであれば本間委員のその他で言った部分で皆で同意をして話することに何の問題があるのかお聞きしたい。

- 委員長 私は第一分科会の座長でしたので、議員間討議については具体的に議論はしていない、そしてそういう各論を議論して、場合によっては各論さえ議論してしまえば議会基本条例はいらないのではないかという議論もあるので、議会基本条例の是非については、議員間討議よりももっと議論していない。もちろん視察に行ったり、資料を見たりしているが、十分な意見交換をして答申をしたいというのが私の唯一の考えです。ご理解いただけますか。よろしくお願いいたします。
- 本 間 多分、今日議論ができたかもしれない。あと二つの積み残しですが、積み残しなしで議運に出すべきだと思います。だから次のステップに進んだほうがいいのです。できるのにしなかったのがよくない。そういうことを提案しているつもりだったがこのようになるとは思っていなかったので、時間も経過したのでよいというか、ここだけなぜ積み残したのかと、私はどうしても思ってしまいます。2つというか1つなくなった時点で自動的に議会基本条例の検討はなくなります。
- 委員長 議会基本条例については、自動的に検討がなくなるというものではないと思います。なぜなら議員は地方自治法と会議規則、委員会条例また申し合わせ事項これがあれば十分な議会活動あるいはチェックをすることができるのだということではだめだというのが議会改革の全国の流れなのです。
- 本 間 議事進行
- 委員長 議事進行を認めます。
- 本 間 委員長、まず委員の発言を受けとめて、多くの発言を得てそれをまとめていくというのが委員長の役割だと思います。私の発言の言葉尻を捕まえて、熱く語って長い時間を使うということは、私はあってはならないと思うので、それは何らかの釈明をしてもらわないといけな。委員長とはどういうものなのかということだと思いますが。
- 委員長 私は持論を言い過ぎたかもしれません。そのように指摘されるのであれば反省したいと思います。先ほどの議会基本条例についての発言は取り消したいと思います。
- 副委員長 今日は論議も出ており、積み残しも多いので次回の委員会に繰り延べさせていただいてもいいか、委員長のお取り計らいをお願いします。
- 委員長 **4 次回委員会の日程について**
- 委員長 ただ今、副委員長からそのようなお話しがありましたので次回以降につきましては正副委員長に一任させていただいてよろしいですか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長 それでは、第9回議会改革特別委員会を閉会します。
- 閉 会 14:40